ASBJ

第 545 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(3)-6
日付	2025 年 4 月 17 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 544 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）において、ステップ 6 に関して、減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する改正方針、及び IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の設例の文案に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する改正方針についての意見）

2. これまでの議論の内容を踏まえたものであるため、事務局の提案に同意する。

3. 減損プロジェクトにおいては満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券を対象とすることを前提として、定額法などの債券に関するオプションを再検討することに同意する。この論点は、企業及び金融機関の投資行動に影響を与えるという観点から重要であると考える。

4. 償却原価の償却方法について定額法を適用するオプションの範囲については、これまでの議論を踏まえると、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券を対象とすることが考えられる一方、有価証券の種類によって償却方法に関する定めが異なるものとなることが懸念される。この論点については、複数の案のメリット及びデメリットを示しながら今後提案して頂きたい。

5. 審議事項(3)-2 第 21 項(2)の当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する現行の定めを必要に応じて見直すとする点は、IFRS 第 9 号にローン・コミットメントの定義がないため、どのような見直しをするのか想定しづらい。この点、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」においては貸出コミットメントの定義があり、比較的機能している面もあることから、現行の定めを変更する必要はないと考える。

6. 貸付金代替性債券について、金融機関は満期までの保有を前提に債券を引き受けているものの満期保有目的の債券として区分していないこと、及び貸付金に類似する取引であるものの譲渡可能性のある有価証券として引き受けていることについて矛盾を感じてい

る。これらの点は貸付金代替性債券の定義に影響すると思われるため、なぜこのような取引を行っているかについて調査したうえで、貸付金代替性債券の定義を検討して頂きたい。

7. 審議事項(3)-2 別紙 1 においては、消費貸借契約や金銭債務に関するものを含めた様々な論点に関する会計基準が記載されているものの、本プロジェクトにおける改正の範囲を広げすぎない方がよいと考える。

8. これまで貸付金を念頭に置いてオプションを議論してきたが、これらのオプションをそのまま債券にも適用できるか疑問がある。例えば、債務者単位で信用リスクの著しい増大の判定を行うオプションが債券に対してどのように適用されるのかについて様々な考え方があると考える。この点について、補足文書にどの程度記載する想定か確認したい。

9. ソブリン債など信用力の高い債券について、実務上予想信用損失がゼロとされる場合がある旨を補足文書に記載するという議論があったが、この点を踏まえると、外部格付が一定以上の債券は一律予想信用損失をゼロとする実務も考えられる。このような取扱いが減損プロジェクトの趣旨に照らして適切なのかという点について疑問を持っているが、どのような実務を想定して補足文書を作成する想定か確認したい。

（IFRS 第 9 号の設例の文案に関する検討についての意見）

10. 設例 5 は、特定の業種に言及した設例となっているが、会計基準の設例としての普遍性や言及されている業種への配慮を考えると、業種は特定しない方がよいと考える。

以　上